

政策評価に関する基本方針

策定	平成22年4月
変更	平成28年4月
	令和5年6月
	令和6年6月



南島原市

目次

第1 趣 旨	1
第2 基本方針	1
1 政策評価の実施に関する基本的な考え	1
(1)政策評価の目的	1
2 政策評価の方法に関する事項	2
2-1 政策評価の対象、時点及び内容に関する事項	2
(1)個別事業評価	2
(2)施策評価	3
2-2 政策評価の実施方法に関する事項	3
(1)評価にあたっての観点	3
(2)評価調書等の作成	4
(3)政策評価の実施時期	4
3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項	4
4 政策評価に関する情報の公表に関する事項	5
5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項	5
6 政策評価に関する市民の意見の取扱いに関する事項	5
7 政策評価を適切かつ合理的に実施するための庁内検討会議の設置に関する事項	5
(1)政策評価会議	5
(2)政策評価制度ワーキング会議	5

第1 趣 旨

政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、南島原市政策評価実施要綱(平成22年4月1日告示第41号。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針を定める。

第2 基本方針

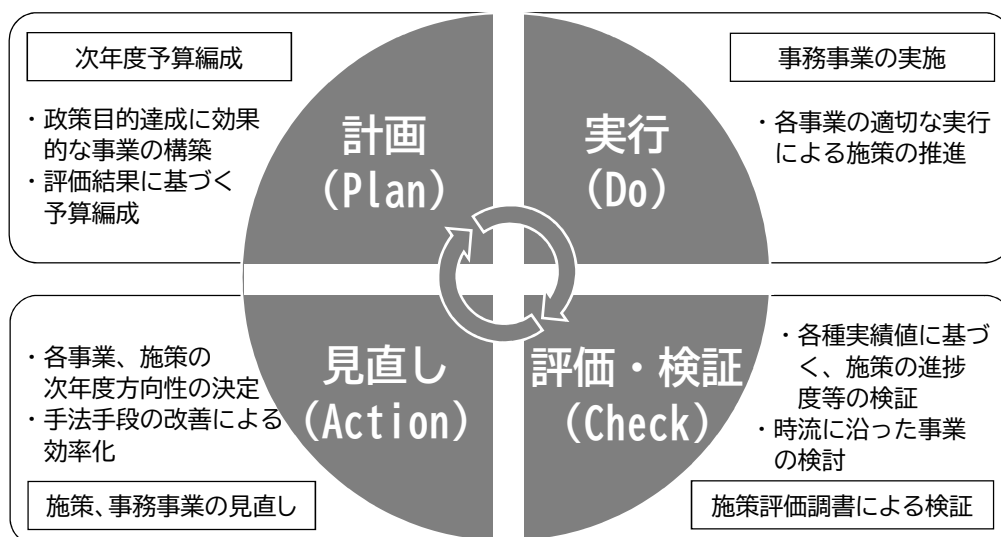
1 政策評価の実施に関する基本的な考え

(1)政策評価の目的

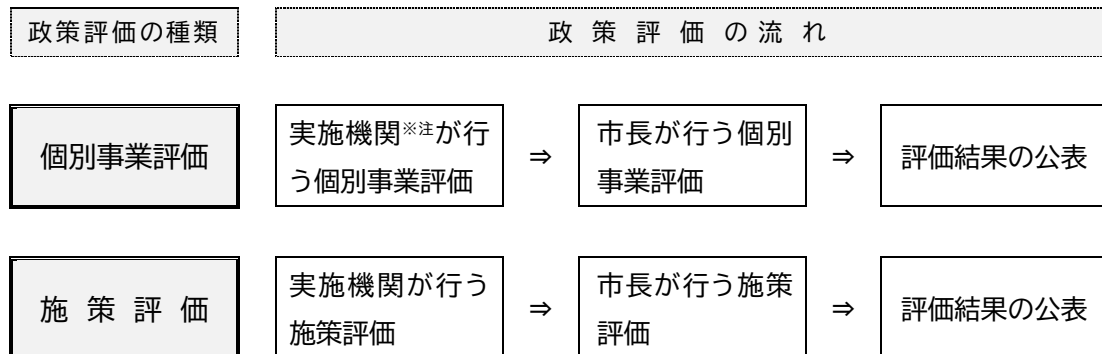
本市の政策評価は、市政の各分野における施策又は事業(以下「施策等」という。)について、公益性、必要性又は妥当性の観点その他当該施策等の特性に応じた必要な観点から、市長及び実施機関自ら合理的な手法を用いて評価を行うことにより、その結果を市の施策等に適切に反映させるとともに、予算の編成及び施策等の企画立案等における重要な情報として活用を図ることを目的とする。

また、政策評価の結果をはじめ、政策評価に関する情報を市民に公表し、市政の運営状況を明らかにして、市民に対する行政の説明責任を果たすことを目的とする。

さらに、こうした政策評価を、「企画立案(Plan)－ 実施(Do)－ 評価(Check)－ 改善・反映(Action)」という政策の形成と遂行の過程内に制度として組み込み、施策等の進捗管理と見直しを不断に行うとともに、限られた財源等の行政資源を有効に配分して、効率的かつ効果的な行政の推進と市民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ることを目的とする。



(2)政策評価の体系



注)実施機関とは、市長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。

1)個別事業評価

①実施機関が行う個別事業評価

実施機関は、その所掌する事務事業のうち、個別事業及び市長が指定する分野について、別に定める個別事業評価調書を作成し、必要性、有効性等の観点その他当該事務事業の特性に応じて必要な観点から、自らが評価する。

②市長が行う個別事業評価

市長は、実施機関が作成した個別事業評価調書を基に、事業の計画性等についての総合的な評価を行う。

2)施策評価

①実施機関が行う施策評価

実施機関は、総合計画に掲げる施策について、各時点において別に定める施策評価調書を作成し、施策指標の分析のほか、施策を構成する事務事業の連携性、事業構成の適当性又は役割分担の妥当性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から、自らが評価する。

②市長が行う施策評価

市長は、実施機関が作成した施策評価調書を基に、施策の方向性及び政策への貢献度等についての総合的な評価を行う。

2 政策評価の方法に関する事項

2-1 政策評価の対象、時点及び内容に関する事項

(1)個別事業評価

1)実施機関が行う個別事業評価(一次評価)の実施

実施機関は、新規事業、既存の拡充事業及び補助金等を対象に、事業の必要性、有効性等の観点その他当該事務事業の特性に応じて必要な観点から、以下の時点及び内容の評

価を行うものとする。

① 途中評価

時点：事務事業の実施途中に毎年度実施する。

内容：事務事業の数値目標の達成状況をはじめ、事業の進捗状況及び実績等を検証するとともに、その検証結果を踏まえ、事業実施の今後の方向性等について、見直しや改善等の評価を行う。

② 事前評価

時点：事務事業の開始又は再開年度の前年度に実施する。

内容：事務事業の必要性を調査・検証し、事業方法の効率性と事業効果の有効性等について評価を行う。

2)市長が行う個別事業評価(二次評価)の実施

市長は、実施機関が行った政策評価の内容を審議して今後の方向性等を検討する庁内会議(以下「政策評価会議」という。)を適時に開催し、事務事業の計画性及び今後の方向性についての総合的な評価を行う。

(2)施策評価

1)実施機関が行う施策評価の実施

実施機関は、南島原市総合計画(以下「総合計画」という。)の「分野別施策」を対象として、以下の時点及び内容の評価を行うものとする。

途中評価

時点：分野別施策の実施途中に毎年度実施する。

内容：施策の現状把握と課題分析をはじめ、施策等の数値目標の達成状況及び実績等の検証を行うとともに、施策を構成する事務事業の連携性、事業構成の適当性又は役割分担の妥当性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から評価を行う。

2)市長が行う施策評価の実施

市長は、政策評価会議を適時に開催し、その結果を踏まえて施策等の今後の展開及び政策への貢献度等についての総合的な評価を行う。

2-2 政策評価の実施方法に関する事項

(1)評価にあたっての観点

1)個別事業評価

個別事業評価にあたっては、下記の観点から評価するものとする。

評価項目	観点
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか

必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか（される予定か）
	事業執行の方法が最適な手法であるか
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか

このほか、事務事業の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価するものとする。

2) 施策評価

施策評価を行うにあたっては、数値指標の達成状況のほか、施策を構成する事務事業の連携性、事業構成の適当性及び役割分担の妥当性の観点から評価するものとする。

① 構成事業の連携性

- ・ 施策を構成する事務事業相互間の連携は十分に図られているか。
- ・ 施策を構成する事務事業の連携による相乗効果は得られているか。

② 事業構成の適当性

- ・ 施策の実現のために有効かつ必要な事業構成となっているか。
- ・ 施策の推進のために新たな事業や取り組みなどを検討する必要はないか。

③ 役割分担の妥当性

- ・ 施策を構成する個々の事務事業の役割分担は明確に整理されているか。
- ・ 施策を構成する個々の事務事業はその役割を適切に果たしているか。

この他、施策の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価するものとする。

(2) 評価調書等の作成

個別事業評価調書や施策評価調書のほか、政策評価に必要な調書又は資料等の作成については、毎年度、別に作成要領等を定めて実施機関へ通知するものとする。

(3) 政策評価の実施時期

各評価については、原則として、毎年度10月末日までに行うものとする。

3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項

市長は、実施機関及び自らが行う個別事業評価及び施策評価の結果を、当該事業及び施策に適切に反映させるものとする。

また、市長は、実施機関及び自らが行う個別事業評価及び施策評価の結果については、予算編成をはじめ、事業の企画立案、総合計画の進捗管理、組織改正、市が策定する各種計画の見直しなどに活用するものとする。

4 政策評価に関する情報の公表に関する事項

この基本方針をはじめ、要綱で公表が義務付けられている評価調書、政策評価の結果の関係資料、評価結果の反映状況などについて、市のホームページ等で公表するものとする。

ただし、政策評価に関する情報のうち、南島原市情報公開条例に規定する事項及び南島原市個人情報保護条例に規定する個人情報など法令の規定に基づくものや、特許取得など権益にかかるもので、そのまま公表することが不適切な情報と判断されるものについては、省略又は公表しても支障のない情報内容に要約して公表することができるものとする。

5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項

市長は、政策評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、原則として、毎年度10月末日までにこれを議会に提出するものとする。

6 政策評価に関する市民の意見の取扱いに関する事項

市長又は実施機関は、広報・公聴活動の充実、インターネット等情報通信手段の活用などにより、市民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

また、寄せられた市民の意見については、それらに対する市の考え方等を取りまとめ、可能な限り書面をもって回答するものとする。

7 政策評価を適切かつ合理的に実施するための庁内検討会議の設置に関する事項

市長は、政策評価の充実と適切かつ合理的な評価の実施を図るため、次の庁内検討会議を設置するものとする。なお、それぞれの会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(1)政策評価会議

実施機関が行った政策評価の内容を審議し、施策等の今後の方向性などを論議するとともに、政策評価の結果の公表内容を決定する。

(2)政策評価制度ワーキング会議

国、都道府県及び他の市町村における政策評価の実施事例、手法の信頼性及び精度の向上等に関する調査、研究等に努め、評価事務全般に関する改善策等を検討する。